

仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金提出書類一覧【改修事業】

【補助対象箇所】キッチン、浴室、トイレ、屋根、外壁の改修

キッチン、浴室、トイレは設備本体の交換工事。外壁、屋根は塗り替え・補修などの工事が補助対象。

※水栓の交換、便座のみの交換など一部分の交換工事は補助対象外

オンライン申請フォームはこちら→



※オンライン申請後に、書類の不備があった場合は、お電話やメールにてご連絡をさせていただきます。

1 必須書類

- 申請書（第2号様式）** 申請者は、中古住宅の不動産売買契約者に限ります。
- 改修工事に要する費用の見積書の写し（内訳を確認します。）**
- 改修工事に要した費用の領収書の写し（代金を支払ったことがわかるもの。）**
※見積書と領収書は、必ず同額のもの提出が必要です。見積書と領収書の金額が異なる場合、支払った金額の内訳がわかるものを添付してください。
- 改修箇所の工事前・工事後の写真** 工事箇所全体がわかる写真
※屋根、外壁の補修工事の場合、補修箇所のアップ写真も添付
塗装工事の場合、足場のかかった写真も添付

2 取得・移転事業をこれから申請する方は、下記書類を添付

必須書類

- 契約書の写し** 不動産売買契約書
★必要な情報
 - 契約者署名欄
 - 契約金額がわかる箇所
 - 住宅の所在地がわかる箇所
- 平面図（間取図）**
★必要箇所 キッチン お風呂 トイレ
- 建物登記簿謄本**
所有権移転登記後の登記簿謄本を添付してください。

直前の住所が藤枝市内であった申請者のみ必要となる書類

藤枝市税（市民税のみ）に滞納がないことがわかる書類（次のうちいずれか）

- 完納証明書
- 非課税証明書
- 滞納がない旨の誓約書

※ 一覧の書類以外にも、世帯状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。